

酒々井町農業委員会 6 月総会会議録

平成 28 年 6 月 21 日 (火)

役場中央庁舎 3 階会議室

午後 3 時 30 分から午後 5 時 7 分まで

局 長 定刻の前ですが、会議に先立ちまして親睦会から連絡事項等がありましたらお願いします。

<石井親睦会長より委員見舞金について報告>

局 長 それでは、総会に移りたいと思いますが、会長は都合により欠席、高崎委員は腰の具合が悪くなり急遽欠席ということですので、職務代理者の飯田委員にお願いしたいと思います。

職務代理者 ただいまから平成 28 年 6 月の農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、議案 2 件、専決処理報告 1 件、その他 3 件ですので、よろしくお願いします。

局 長 議事の進行につきましては、通常、会議規則により会長にお願いしておりますが、会長不在ということですので、同規則第 7 条第 2 項の規定により職務代理者にお願いいたします。

議 長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、14 名中、12 名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、7 番吉野保委員、8 番鈴木和委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。

議 長 それでは、第 1 号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、事務局より説明願います。

局 長 第 1 号議案 農用地利用集積計画について、説明させていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。貸付者は、馬橋在住者、借受者は、本佐倉在住者です。設定場所は、馬橋の農地 3 筆で、地目は田、面積は合計で 3,794 m²、利用計画は田です。賃借料は、76,000 円で、10a 当たり約 20,031 円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成 26 年 7 月 1 日から 2 年間設定されておりますが、終期が来ることから再度設定しようとするも

ので、設定期間は3年ということです。位置につきましては、2ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は内田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

内田委員 再設定で、借受者も一所懸命やっているので問題ないと思います。

議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号1を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号1について説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。譲受人は、匝瑳市に住所を有する法人、譲渡人は、墨在住者2名の共有です。申請地は、墨の農地で、地目は畑、面積は1,000㎡です。申請理由は太陽光発電所で、権利の種類等は賃借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。4ページ、5ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成28年10月1日着工、平成28年11月30日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、東京電力の許認可書及び経済産業省の認定書が添付されております。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接地農地は譲渡人所有の農地

ですが、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我委員 譲渡人のおばあさんも高齢で畑を耕作していないため、前回の申請と同じく仕方が無いと思われます。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号2を議題とし、事務局の説明をお願いします。

局 長 第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号2について説明させていただきます。資料の9ページをご覧ください。譲受人は、町内に住所を有する法人、譲渡人は、上岩橋在住者です。申請地は、上岩橋の農地で、地目は畑、面積は931㎡です。申請理由は駐車場・大型車両待機場で、権利の種類等は賃借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。10ページ、11ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工、許可後1か月で完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、特に該当ありません。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、隣接に赤道を挟んで農地がありますが、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は、吉野委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

吉野委員 譲渡人は〇〇〇に入っていて、会える状態ではありません。申請地は私の家と近く、大型ダンプの駐車場が無いと周りに迷惑が掛かるとのことで必要かと思いますが、本人には会えていないのでそれ以上のことは言えません。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

鈴木委員 賃借期間はどのくらいですか。

高橋主任主事 平成 28 年 8 月 1 日から平成 38 年 7 月 31 日までの 10 年間となっております。

内田委員 譲渡人の息子さんは、今何をされているのですか。

吉野委員 母親が亡くなり、父親も〇〇〇に入って、1 人になりました。本人は農家もできず何もやっていません。

竹尾委員 大型車両の待機場ということですが、何台くらいで計画されていますか。

高橋主任主事 大型車両 6 台分ということで計画書が提出されております。

議 長 他にありませんか。なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後 10 分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

<現地確認>

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認しました農地法第 5 条許可申請の整理番号 1 について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。

議長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねて願います。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。それではよろしく願います。

申請代理人 申請人の株式会社〇〇〇〇は、太陽光発電の工事や売電施設の設置を行うことで収益をあげている会社です。千葉県を含めて色々な市町村で発電施設を設置できる土地を探していたところ、今回偶然酒々井町の方から土地を借りることとなりましたので、その場所に太陽光施設を設置して売電事業を行うことを計画しました。設備の規模については、発電出力が49.5kwということで、50kw以下の低圧発電施設を予定しています。期間としては、売電保証される20年間より少し長めに設置工事と撤去の期間を含めて、21年間として借り上げる予定です。

議長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたら願います。

小坂委員 土地について、軽く転圧するのみということですが、雑草の処理はどのように行いますか。

申請代理人 この会社のOBが定期的に草刈りを実施します。

小坂委員 除草剤は使いますか。

申請代理人 使用しません。

小坂委員 除草剤を使われて、隣接地に迷惑を掛けることがあります。

申請代理人 そういったことも聞いているので、除草剤を使わない方法で処理を行います。

鈴木委員 聞きにくいことですが、賃借料はいくら位ですか。

申請代理人 m²当たり〇〇円なので、年間で〇〇万円です。

議長 私の方から質問させていただきます。期間が21年間とありますが、21年間保

証されるということですか。

鈴木委員 20年間だけ売電が保証されるのですが、今回6月申請でおそらく着工できるのが10月頃と見込んでおりますので、最初に3か月位空きがあることと撤去するのに時間がかかるということで、20年から1年間プラスして余裕をもって借りる計画です。

鈴木委員 農地について、最高何年までなどといった賃借を受けられる期間はありますか。永遠ではなく、また再度更新しなくてはいけませんか。

岩井主幹 営農型の太陽光の場合は3年間ですが、その他は特に期間の決まりはありません。

議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号1について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号1につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、現地を確認しました農地法第5条許可申請の整理番号2について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。〇〇〇〇と申します。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねてお願

いします。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。
それではよろしくをお願いします。

申請代理人 先程見て頂いたところが土を搬出している場所の出入口になっていて、大型ダンプ車が細い道を入れていく際に、手前側のところ、皆さんが車を停めたところに車両を待機させている状況です。そのため、奥に搬入する車などが双方通行できない場面や、周りの耕作者の車に危害が及ぶような状況もみられますので、できればあの場所を待機場として使わせて頂きたいと思えます。申請に至った経緯ですが、地権者の家の方が介護でお金がかかるため、ここを使ってもらえないかということで今回申請しました。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

宮田委員 質問の時間が過ぎてしまったのですが、道路の隣に〇〇番〇という土地がありますか、ここは誰の土地ですか。

岩井主幹 町の道路です。

宮田委員 〇〇番〇は道路なのですか。

岩井主幹 分筆して町に寄付したようです。

宮田委員 それでは、この土地は借りずに普通に道路から入れるのですね。

岩井主幹 はい。

議 長 それでは、第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号2について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手7名です。

議 長 採決の結果、挙手多数でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号2につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第5条の届出について、報告をお願いします。

局 長 農地法第5条の届出について説明させていただきます。譲受人は、酒々井町酒々井在住者、譲渡人も、同じく酒々井在住者です。届出地は、酒々井の農地で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は72㎡、届出理由は、住宅用地、権利の種類は使用貸借権の設定です。備考ですが、平成28年5月12日付け、酒農委第5号の1で受理証明を出ささせていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等ございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 次にその他の(1)平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局より説明願います。

高橋主任主事 資料に基づき説明

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等ございましたらお願いします

(質問、意見等なし)

議 長 続きまして、その他の(2)農用地利用意向調査について、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等ございましたらお願いします

(質問、意見等あり)

- 議 長 次に、その他(3)について、事務局から何かありましたらお願いします。
- 高橋主任主事 農地のあっせん依頼、活動記録セットについて説明。
- 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。
- 局 長 22日の金曜日はいかがでしょう。
- 議 長 ただ今、22日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、22日の金曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。